

令和8年10月13日

第三期成年後見制度利用促進基本計画における 包括的な支援体制と権利擁護支援体制の一体的整備・運用について（意見）

同志社大学 永田 祐

第二期成年後見制度利用促進基本計画は、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを、地域の多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとし、介護、障害、生活困窮、子育て等の各分野の仕組みと有機的に連携させる方針を明確にしている。第三期計画においても、地域権利擁護相談支援センター（以下「センター」という。）の法定化等により制度上の名称や位置付けが改められても、この基本的考え方を継承し、地域の権利擁護支援体制を市町村の包括的な支援体制の中に明確に位置付け、一体的に整備・運用する必要がある。

民法改正後の補助制度は、本人に必要な範囲で利用し、必要がなくなれば終了する制度となる。したがって、相談段階で成年後見制度以外の支援可能性を検討し、制度利用中から終了後の生活を見通し、地域支援へ円滑に移行し、再び法的支援が必要となれば再接続できる体制が不可欠である。今回の資料でも、支援ニーズの精査、支援方針の検討、必要な支援の実施に向けた調整、状況変化に応じた見直しという一連の支援プロセスが示されているが、これを市町村の権利擁護担当部局やセンターのみで完結させることは本人の生活全体を捉え、多様な選択肢を組み合わせながら地域生活の継続を支えるという権利擁護支援の観点から望ましくない。高齢・障害・こども・生活困窮・生活保護、医療、居住、消費者行政、金融機関、社会福祉協議会、地域住民、民間事業者等が、本人の意思・選好を起点に連携・協働することが重要になる。

厚生労働省は、令和3年3月31日付通知において、重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進の取組が、地域の多様な主体の連携により地域課題に取り組み、地域共生社会の実現に資するという目的を共有するとし、連絡調整、事例検討、支援会議、多機関協働、包括的相談支援、アウトリーチ、参加支援等との具体的な連携を求めている。今般の社会福祉法改正を踏まえれば、この連携を重層的支援体制整備実施自治体に限定せず、第三期計画において全国的な基本方針として明記する必要がある。以上を踏まえ、具体的には、次の事項を計画に盛り込むことを求めたい。

第1に、地域権利擁護相談支援センターを、包括的な支援体制の中で権利擁護支援を横断的に調整する機関として位置付けること。具体的には、各相談窓口と双方向に接続し、権利擁護ニーズを協働で把握・整理するとともに、多機関協働の場に参画して、本人の意思・選好及び意思決定支援の視点を支援方針に反映し、成年後見制度を含む必要な支援の選択・組合せから、制度終了後の生活支援・参加支援等への移行・再接続までを調整する役割を明確にする必要があること。

第2に、市町村における包括的な支援体制と権利擁護支援体制との一体的な運用を、庁内部局・関係機関の役割分担、各相談窓口との双方向の連携、多機関協働の会議体へのセンターの参画、支援方針の共有・見直し等として具体化し、その内容を地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく市町村計画に位置付けること。両計画を一体的に策定し、又は別個に策定する場合にも相互の整合性と連動性を確保し、地域福祉計画では包括的な支援体制における権利擁護支援の位置付けと分野横断的な連携方針を、市町村計画又はこれに相当する部分では、センターの機能、地域連携ネットワーク、制度利用前・利用中・終了後の支援プロセス、役割分担並びに工程、進行管理及び見直しの方法を具体化すること。

第3に、国及び都道府県が、全国共通で確保すべき機能や連携上の基本的な考え方・留意点を示すとともに、地域の規模、社会資源、既存の相談支援体制等に応じて選択・組み合わせることのできる複数の連携・運用例や手引きを共有し、研修、財政支援及び小規模市町村等への伴走支援を通じて、各地域が創意工夫しながら体制を設計し、継続的に改善できるよう支援する必要があること。

なお、「一体的」とは、センターの専門性、司法との連携、権利侵害への対応を包括的な支援体制に埋没させることなく、これらの固有機能を明確に保ちながら、日常の相談支援、社会参加及び地域づくりと切れ目なく結ぶことを意味する。第三期計画を、成年後見制度を使うためだけの計画ではなく、本人が必要な支援を選び、地域社会に参加しながら、自分らしく暮らし続けることを支える実装計画とするため、この視点を総論及び地域体制整備の各論で明確にすることが必要だと考える。